

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について

本組合被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状により感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

ただし、従来の傷病手当金（正組合員の入院に対する傷病手当金）との併給は出来ませんので、ご注意ください。

### ◆支給対象者◆

次の条件を全て満たす本組合被保険者

1. 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなくなった被用者（給与の支払いを受けている方）であること
  - ※被用者自身が労務不能と認められることが必要です
  - ※個人事業所の事業主は対象となりません
2. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること
3. 給与の支払いを受けられなかった、または一部減額されて支払いがあったこと

注) 以下の場合には対象となりません

- (例) ・新型コロナウイルスの感染症状はないが、家族が感染し濃厚接触者になったため自宅待機をした
- ・正組合員(事業主)から出勤抑制等の理由により自宅待機を命じられた
- ・正組合員(事業主)が事業を休止又は廃止した

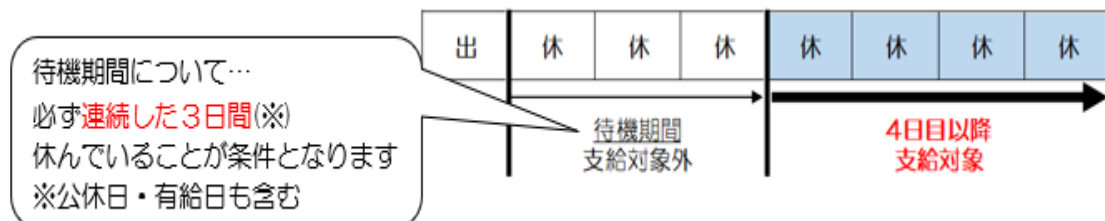
### ◆適用期間◆

令和2年1月1日～9月30日（入院が継続する場合等は、最長1年6ヶ月）

◆支給について◆

1. 支給対象となる日

療養のため就労が出来なくなった日から起算し、4日目以降の就労ができない期間のうち、就労を予定していた日



2. 支給額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1日当たりの支給額} \\ \hline \text{(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数)} \times (2/3) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{支給対象となる日数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{支給額} \\ \hline \end{array}$$

※直近の継続した3ヶ月間

(例)令和2年4月に療養した場合、令和2年1月～3月

※1日当たりの支給上限額 日額 30,887円 (令和2年3月現在)

※給与の一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります

3. 傷病手当金の調整

医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した、業務命令で訪れた出張先で感染した等については、原則として労災保険給付の対象となります。労災保険の休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支給されません。

ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

なお、傷病手当金を受け取った後に、休業補償給付を受けていることが判明した場合は、傷病手当金をお返しいただくこととなります。

4. 請求権の消滅時効

労務不能であった日ごとにその翌日から起算され2年間。

◆手続きに必要なもの◆

申請書(4種類全て)をご記入いただき、本組合まで郵送にてご提出ください。